

10月定例教育委員会会議録

公開案件

開催日時	令和3年10月19日（火） 午前10時から	
開催場所	奈良市役所 中央棟地下1階 地下会議室	
出席者	委員	北谷教育長、都築委員、畑中委員、柳澤委員、梅田委員 【計5人出席】
	事務局	沖本補佐、三上、外良
	理事者	【教育委員会】 増田教育部長、垣見教育部次長、吉田教育監、石原教育センター所長、五味原教育政策課長、黒田教育総務課長、細川地域教育課長、池本一条高等学校事務長 【市長部局】 鈴木子ども未来部長、田村保育総務課長
開催形態	公開（傍聴人 1人）	
議題	<p>1 議事</p> <p>議案第35号 奈良市立高等学校における授業料等に関する条例施行規則の一部改正について</p> <p>議案第36号 令和4年度奈良市立一条高等学校附属中学校入学者選抜実施要項について【非公開】</p> <p>議案第37号 令和4年度奈良市立中学校夜間学級生徒募集要項について【非公開】</p> <p>議案第38号 奈良市公民館条例の一部改正について【非公開】</p> <p>議案第39号 旧飛鳥幼稚園の建物及び工作物の用途廃止について</p>	
決定取り纏め事項	<p>1 議事</p> <p>議案第35号 奈良市立高等学校における授業料等に関する条例施行規則の一部改正については、可決した。</p> <p>議案第36号 令和4年度奈良市立一条高等学校附属中学校入学者選抜実施要項については、可決した。</p> <p>議案第37号 令和4年度奈良市立中学校夜間学級生徒募集要項については、可決した。</p> <p>議案第38号 奈良市公民館条例の一部改正については、可決した。</p>	

	議案第39号 旧飛鳥幼稚園の建物及び工作物の用途廃止については、可決した。
担当課	教育政策課
議事の内容	
教 育 長	皆さん、おはようございます。 それでは始めさせていただきます。 まず、事務局より資料の説明をお願いします。
事 務 局	本日の資料につきましては、既にお渡ししているとおりでございます。 なお、議案第36号及び第37号につきましては、委員会終了後資料を回収しますので、資料を机の上に置いたままで退室いただきますようお願いいたします。 以上でございます。
教 育 長	本日の委員会は委員全員が出席しており、委員会は成立します。 ただいまから、10月定例教育委員会を開会いたします。 本日の会議録署名委員は、私と梅田委員でお願いします。
梅 田 委 員	はい。
教 育 長	次に、会議録の確認を行います。 令和3年9月定例教育委員会の会議録の署名委員は、柳澤委員です。 柳澤委員いかがですか。
柳 澤 委 員	結構でございます。
教 育 長	ありがとうございます。 それでは、案件に入る前に1名の方から申出があり、傍聴規則第2条及び第3条の規定に基づきまして、1名に傍聴券を交付しましたのでご報告をいたします。 それでは、傍聴人の方を傍聴席へご案内ください。お願いします。 それでは、本日の案件に入ります。 本日の案件は、議案5件でございます。 本日の案件のうち、議案第36号、議案第37号は公表前の情報に関する案件となるため、また、議案第38号は議会の議決を経るべき案件であ

るため、非公開として審議すべきであると思いますが、いかがいたしましょうか。

各 委 員

異議なし。

教 育 長

異議なしと認めます。

よって、議案第36号、議案第37号、議案第38号は、非公開とすることに決定をいたしました。

それでは、公開の案件から始めます。

議案第35号 「奈良市立高等学校における授業料等に関する条例施行規則の一部改正について」、一条高等学校事務長より説明を願います。

一条高等学校事務長

資料1ページ、例規制定改廃調書をご覧ください。

項目の4、制定改廃の概要といたしまして、今回改正いたします規則改正の概要を記載させていただいております。

まず、第1点目といたしまして、先の9月定例会において、奈良市立高等学校における授業料等に関する条例の題名及び、各条文中の高等学校という表記が高等学校等に改正され、また、新たに附属中学校の入学考査料として2,200円を徴収するとの議決をいただきました。本議案においては、これに基づく施行規則の改正を行おうとするものでございます。

次に、第2点目といたしまして、授業料の納付に関しまして口座振替による納付方法を新たに導入しようとするものでございます。

一条高等学校の授業料につきましては、就学支援金支給対象の方を除き、保護者の方に金融機関で現金にてご納付をいただいておりますが、保護者の方から金融機関の取扱い時間に出向くことが難しいとの声もあり、その利便性向上のため、新たに授業料を口座振替で納付できるようにするために必要となる規則改正を行おうとするものでございます。

資料の2ページ、新旧対照表をご覧ください。

題名と第1条において使用されている「高等学校」という表記を「高等学校等」へ変更することで、附属中学校を含めることができるよう表記の改正をするものでございます。

次に、第2条第1項でございますが、高等学校の授業料について、一条高等学校授業料納入通知書の後に「又は口座振替の方法」という文言を追加することで、保護者の指定口座より授業料の引落としができるようになるものでございます。

さらに同条第2項において、さきの条例改正において規定された附属中学校入学考査料2,200円を徴収するために納入通知書を用いること、その様式については第4号様式として規定する旨の改正となっております。この納入通知書については、7月定例教育委員会議において議決いただきました一条高等学校の入学考査料の納入通知書に準拠して作成いたしております。

続きまして、資料の4ページ、5ページは改正規則の告示文、資料の6ページから9ページは、授業料口座振替の申込み用紙で、「取扱店用」、「保護者様用」などとなっております。

公金の口座振替の取扱いについては、全国の都市銀行、地方銀行、信用金庫等の金融機関口座から引き落としができればよいのですが、全国銀行協会において各金融機関の口座振替用ネットワーク更新作業を当面の間行われることとなっております。また、金融機関口座及び口座振替の新規取扱いを各金融機関が現在受け付けていないという事情がございます。したがって、今回実施する口座振替の引落口座は南都銀行の口座に限定して行っていただくものでございます。

一条高等学校では、現在、育友会、生徒会費、学力テスト代等の学校諸費のお支払いについて南都銀行からの引き落としを行っておりますので、授業料の口座引き落としを希望される保護者の方については、学校諸費用と同一の口座をご利用いただくよう依頼していく予定となっております。

説明については以上でございます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

教 育 長

保護者の利便性の向上の観点から、授業料納入にあたり口座振替の方法によって納入できるように所定の整理をするということ、来年度開校する附属中学校の入学考査料の納付について、金融機関で納入するための所要の規定を整備したという案件でございます。ご質問等ございましたらよろしくお願いたします。

柳澤委員。

柳 澤 委 員

細かいことで申し訳ないのですが、最初のほうで説明されたかと思えますけれども、規則名称、条例名称のところですがけれども、奈良市立高等学校等におけるというのは、他の条例、施行規則で既に前例があるという理解をしたらいいのか、今回初めてこういう形の条例改正ということなのか、高等学校等におけるという条例か規則の引用をされてなのか、確認のためお聞きします。

一条高等学校事務長

条例のほうで高等学校等というふうな形での「等」を加えるという、一文字を加えるという改正をさせていただいておりますので、この施行規則につきましても、「高等学校」で止まっておりますので、合わせまして「等」という一文字を今回入れさせていただいたものでございます。

柳 澤 委 員

分かりました。

もう一点すみません。細かいですが、タイトルで等が2回ありますよね。高等学校等における授業料等、等を2回、一つの規則名称に使うのは、ちょっと違和感があるのですが、つまり、等というのは幅広になって非限定的なような気がします。その辺避けるほうが望ましいかなとは思いますが

れど、もう既に高等学校等のところは前例があり、こういうふうな感じで行ったということなので、これで結構だというふうに思いますけれども、ちょっと同一文中に等が2回入るといのはまずいかなという気がするというだけです。

以上です。

教 育 長 そのことについて見解はありますか。

一条高等学校事務長 市立高等学校及び一条高等学校、中学校というふうな名称を入れるかということも考えましたが、少し長くなるので、あまり長いのもいかなものかということで、等、等というふうな形に落ち着いたところでございます。

柳 澤 委 員 言われたように検討されたなら、それで結構です。

教 育 長 その他ございませんでしょうか。

今後、保護者がこのことによって利便性が高まるということと、現在、銀行等は限定的ですが、今後他の金融機関へも広げていくことは、国の大きな全体的な制度の動きの中で可能であるということでございますので、今はこれで仕方がないかというふうに思います。

それでは、意見がないようですので、議案第35号「奈良市立高等学校における授業料等に関する条例施行規則の一部改正について」、採決いたします。

本案を原案どおり可決することに決しまして異議ございませんか。

各 委 員 異議なし。

教 育 長 異議なしと認めます。

よって、議案第35号は原案どおり可決することに決定をいたしました。

それでは、次に、議案第39号「旧飛鳥幼稚園の建物及び工作物の用途廃止について」、保育総務課長より説明願います。

課長。

保育総務課長 旧飛鳥幼稚園につきましては、令和3年3月をもって園を閉じており、教育財産としての用途を終えておりますので、用途を廃止しようとするものでございます。

以上でございます。ご審議のほうよろしく申し上げます。

教 育 長 このことにつきましては、今までも旧飛鳥幼稚園を閉園、統合し認定こども園へ移行することについては、継続的に報告をいただき、最終、教育

財産としての用途を廃止するという提案でございます。ご質問等あればよろしく申し上げます。

どうぞ。

柳澤委員　　また細かいことで申し訳ないですけれども、表題、1ページのところですけれども、園舎を取り壊しという、これは園舎だけを取り壊してフェンスなどは残すので、工作物のところは、ここで言うところのブロック塀ほか13件、これは利用可能であれば壊さずに渡すということもあるという理解をしたらいいのか、又は完全に撤去してしまうのか、どちらですか。

保育総務課長　園舎も含め、その他の工作物も合わせて全て撤去して更地にさせていただきます。

柳澤委員　　分かりました。

教育長　　ほかございませんでしょうか。
よろしいですか。

それでは、ご意見がないようですので、議案第39号「旧飛鳥幼稚園の建物及び工作物の用途廃止について」、採決をいたします。

本案を原案どおり可決することに決しまして異議ございませんか。

各委員　　異議なし。

教育長　　異議なしと認めます。

よって、議案第39号は原案どおり可決することに決定をいたしました。

これで非公開を除く本日の全ての案件は終了いたしました。

傍聴人の方はご退席をお願いいたします。

教 育 長

これより非公開の案件に入ります。
議案第36号「令和4年度奈良市立一条高等学校附属中学校入学者選抜実施要項について」、教育政策課長より説明願います。

非 公 開 案 件

この審議は、奈良市情報公開条例第29条第2号の規定により非公開とする。

教育政策課長

議案第36号「令和4年度奈良市立一条高等学校附属中学校入学者選抜実施要項について」教育政策課長より概要説明。

<異議なし>

本件については、原案通り可決した。

教育総務課長

議案第37号「令和4年度奈良市立中学校夜間学級生徒募集要項について」教育総務課長より概要説明。

<異議なし>

本件については、原案通り可決した。

地域教育課長

議案第38号「奈良市公民館条例の一部改正について」地域教育課長より概要説明。

<異議なし>

本件については、原案通り可決した。

教 育 長

それでは、本日はこれで全ての案件は終了いたしました。
このほかにご意見、ご質問、ご連絡等ございませんでしょうか。
次の11月定例教育委員会は11月19日金曜日でございます。時間は10時から予定をしておりますので、よろしく願いいたします。
それでは、これをもちまして本日の教育委員会を閉会いたします。どうもありがとうございました。